

平成30年度 堺市介護予防・日常生活支援総合事業説明会 資料の修正箇所

平成30年3月16日に開催した説明会の資料について、次のとおり修正します。

(1) 平成30年3月30日修正

	修正内容	修正箇所
1	2ページの「平成29年度からの変更点」について、変更時期が「平成30年4月」か「平成30年10月」のどちらなのかの問い合わせがあったため、「平成30年4月1日から適用」と記載	<ul style="list-style-type: none"> ・2ページ 「平成30年4月1日から適用」を追加
2	平成30年10月の国の報酬改定について、案が示されているため、その内容を反映 ① 基本報酬は変更しない ② 加算の創設及び算定要件の改定を行う	<ul style="list-style-type: none"> ・4及び8ページ 「※2 単位数は、平成30年10月1日に変更予定です。」を削除 <ul style="list-style-type: none"> ・15ページ 「9 平成30年度報酬改定」を左記の内容に修正
3	担い手登録型訪問サービス・担い手登録型通所サービスの請求について、堺市へ請求としていましたが、国保連へ請求も可能となったため、その内容に修正	<ul style="list-style-type: none"> ・5ページ 「③ 介護予防訪問サービスとの主な違い」を左記の内容に修正 <ul style="list-style-type: none"> ・9ページ 「③ 介護予防通所サービスとの主な違い」を左記の内容に修正
4	事業所指定について、介護予防訪問サービス事業所・介護予防通所サービス事業所に関する事で、居宅介護支援事業所については、手続きは不要のため、そのことを記載	<ul style="list-style-type: none"> ・15ページ 「8 事業所指定」に左記の内容を追加

(2) 平成30年5月21日修正

要支援者（要介護者）が認定更新の際、基本チェックリストによる事業対象者となる場合、認定期間終了日の60日前から基本チェックリストの届出を受付することに改めます。

旧	新
事前の受付は行っておらず、基本チェックリストの届出日から事業対象者の有効期間開始	認定期間終了日の60日前から基本チェックリストの届出を受付し、認定有効期間終了日の翌日から事業対象者の有効期間開始

※ 14ページの『「基本チェックリスト届出」と「事業対象者の認定期間」について』の該当部分を上記の内容に修正

(3) 平成30年7月1日修正

担い手登録型通所サービスの基本単価を「179単位」から「182単位」に改めます。